

狩猟税の特例措置に係る 狩猟者登録申請書の添付書類について

◆ 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録（課税免除）

1 対象者

対象鳥獣捕獲員（市町長から指名または任命された者）

2 添付書類

山口県内市町長による、対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書

◆ 許可捕獲者に係る狩猟者の登録（通常の税額の2分の1）

1 対象者

（1）捕獲許可を受けた者（次の要件を満たす者）

- 要件1：法^{*1}第9条第1項の鳥獣の捕獲等に係る許可^{*2}を受けていること
- 要件2：狩猟者登録の申請前1年以内^{*3}に、鳥獣の捕獲等をしたこと

（2）捕獲許可を受けた者の従事者（次の要件を満たす者）

- 要件1：法^{*1}第9条第1項の鳥獣の捕獲等に係る許可^{*2}を受けた者の従事者
- 要件2：狩猟者登録の申請前1年以内^{*3}に、鳥獣の捕獲等をしたこと

※1：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

※2：「鳥獣の管理」を目的とする鳥獣の捕獲等に係るものであって、登録都道府県知事の管轄する区域を対象とするものに限られます。

※3：前回の狩猟者登録の際に、許可捕獲者として特例措置を受けた者については、申請前1年以内であって、かつ前回の狩猟者登録に係る申請書を提出した日から今回の申請書を提出する前日までの間

2 添付書類

（1）捕獲許可を受けた者

原則として、添付書類は許可証の写しのみです。許可証の写しの「報告欄」に捕獲年月日（又は出動日）等の鳥獣の捕獲に従事した実績の記載が必要です。

また「報告欄」に記載がない場合には、別途「許可証に基づく捕獲等の結果」を添付する必要があります。

（2）捕獲許可を受けた者の従事者

従事者証の写しと捕獲等の結果を記入した書類が必要です。

捕獲等の結果を記入した書類は、許可を受けた者が証明する必要があり、申請者が自ら当該書類を作成しても、これをもって特例措置を受けることはできません。

※やむを得ない事情により、許可証及び従事者証を添付できない場合には、許可権者が発行する「許可捕獲者に該当する旨の証明書」を添付することで、許可証及び従事者証の代用が可能です。

◆ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩猟者の登録（課税免除）

1 対象者

認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者

2 要件

- ① 狩猟者登録申請時において、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であること
- ② 狩猟者登録申請前1年以内に、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者として、認定鳥獣捕獲等事業の従事者証の交付を受け、当該事業に従事したこと
- ③ 上記②の従事した区域が、免税に係る狩猟者登録を申請する都道府県の区域内であること
- ④ 上記②の従事者証（指定管理鳥獣捕獲等事業に係る従事者証を除く）に係る捕獲等の目的が、法第9条第1項に規定する鳥獣の管理に係るもの

3 添付書類

- (1) 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し

捕獲従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る
認定証の写し

- (2) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する書類

認定鳥獣捕獲等事業者が作成するもの

- (3) 申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象種等の認定の内容に係る鳥獣捕獲等事業）が実施されたことを証する書類

当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は、申請前1年以内に、山口県の区域内において実施されたものであって、かつ、法第9条第1項の許可を受けた者又は当該許可を受けたとみなされた者が行う場合に限られます。

- (4) (3)の事業に従事した際の従事者証の写し

従事者証に記載された内容（有効期間、捕獲等の目的、区域等）が、上記(3)の事業に対応したものに限り、従事者証（指定管理鳥獣捕獲等事業に係る従事者証を除く）に記載の目的については、「鳥獣の管理」に係るものに限られます。